

春日市人事法制課人事担当 Twitter 運用ポリシー

春日市ソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、春日市人事法制課が運用する Twitter ページの運用ポリシーを、次のとおり定めます。

1 アカウント (1) 情報及び運用管理者

- (1) ソーシャルメディアサービス名 Twitter (ツイッター) (2)
- (2) アカウント名 kasuga_saiyo
- (3) アカウント URL https://twitter.com/kasuga_saiyo
- (4) 運用管理者 総務部 人事法制課 人事担当

2 目的及び発信する内容

職員採用情報や市職員の仕事等についてより多くの人に伝えるために、次の情報を発信します。

- (1) 採用試験情報
- (2) 採用説明会、学内個別セミナー等の情報
- (3) 市職員の仕事に関する情報
- (4) 職員採用や就職活動全般に関する情報

3 運用時間

原則として、勤務時間とします。

4 コメント等への対応

採用試験等への問合せが想定されるため、原則としてコメントへは返信を行います。

5 投稿時の注意点

- (1) 原則、投稿は採用担当者のみが行うこととします。

(2) 採用試験に係る公平性が損なわれないよう、発信する内容やコメントへの返信内容等には十分留意します。

(3) 画像や動画を一緒に投稿し、利用者にとってより分かりやすい情報の発信に努めます。

6 決裁

投稿に際しては、投稿文及び写真等について、文書にて必ず事前に人事法制課長の決裁を受けることとします。

ただし、説明会等に参加し、リアルタイムでの更新を要する際には、事前に口頭にて人事法制課長の決裁を受けておくこととします。口頭で決裁を受けたものに関しては、開催日時や場所等の事実のみを投稿するようにします。

7 個人情報に関する取扱い

サービスを通じて春日市が提供を受けた個人情報については、春日市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

8 その他注意事項

(1) 本アカウントでは、他の利用者の投稿に対する「いいね! (3)」、「リツイート (4)」及び他の利用者の「フォロー (5)」は原則として行いません。ただし、次のアカウントについては、人事法制課長が必要と認める場合のみフォロー又はリツイートを行います。

ア 春日市の他所管の有するアカウント

(2) なりすまし (6)、炎上 (7) 等により、ツイッターの運用に何らかの理由で不都合が生じた場合は、予告なしに人事法制課長が運用の中止を判断し、アカウントの削除を行うものとします。

(3) その他、本運用ポリシーに定めのない事項に関しては、必要に応じて人事法制課長が定めるものとします。

9 用語解説

1 アカウント

利用するサービスにログインするための、利用者権限のことをいう。

2 ツイッター

ツイッター社が運営するインターネット上のサービス。利用者が「ツイート」とよばれるつぶやきを140字以内で投稿し、双方向のやり取りができる。

3 いいね！

気に入った投稿（ツイート）をお気に入り登録する機能のこと。

4 リツイート

他人の投稿（ツイート）を自分の投稿（ツイート）として再投稿する機能のこと。

5 フォロー

他人の投稿（ツイート）を購読する機能のこと。

6 なりすまし

他者のふりをしてインターネット上のサービスを利用すること。

7 炎上

投稿に対して批判又は苦情が殺到し、収拾がつかなくなる状態のこと。